



## 医療費控除の対象となる医療費の範囲

— 遠隔地での診療に要する宿泊費は通院費に準じたものと認定 —

医療費控除の対象となる医療費の範囲は、所得税法施行令 207 条に列挙された 6 項目で、一般的水準を著しく超えない部分の金額と規定されています。しかし、治療等のための支出は多種多様なため、医療費に当たるか否かの判断に迷うことも多いのです。

今回ご紹介する非公開裁決は、遠隔地での診療のために支出した宿泊費を通院費に準じるものと認定し、医療費控除の適用を認めた事例です。審判所は、その治療の医療的効果及び宿泊費が一般的水準内であるかどうかについて細かく事実認定を行っており、医療費の範囲については、やはり厳格に解されるものと思われまます（平成 4 年 2 月 18 日非公開裁決・一部取消し・FO-1-139）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 【事案の概要】

請求人は、■■■治療の専門施設である静岡県所在の A 診療所に、当初週 2 日の日帰り通院をしていました。しかし、遠距離の日帰り通院に伴う疲労から病状が悪化し、担当医師の指導により、A 診療所の患者が多数利用する低料金の指定旅館に宿泊して治療を受ける宿泊通院に切り替えました。その結果、日帰り通院の際の疲労が緩和され病状も改善されました。請求人は、昭和 63 年分の宿泊通院に伴う宿泊費 144,130 円を医療費控除の対象である医療費に含めて確定申告しましたが、原処分庁は、本件宿泊費は医療費に当たらないとして更正処分を行ったものです。

### 【審判所の判断】

- 1 請求人は、完治が困難とされる■■■の治療のために、遠隔地である A 診療所まで通院して治療を受け、原処分庁もその治療費及び往復の交通費全額を控除対象医療費と認めたものであるが、日帰り通院に伴う疲労等により十分な治療効果が上がらないので、担当医師の指示に基づき、やむを得ず宿泊通院を始めたものであり、宿泊通院により A 診療所における効果的な治療を継続していくことが可能となったものと認められる。
- 2 請求人が日帰り通院を行う場合の通常の鉄道旅客運賃の額は、1 往復 13,500 円であり、これを週 2 回行くと 27,000 円であるのに対し、請求人が、週 1 回往復して指定旅館に宿泊した場合の合計費用は 17,900 円ないし 20,080 円であるから、宿泊通院は日帰り通院に比して費用が相当節減されている。
- 3 宿泊通院の方法は、1 往復分の通院を宿泊で代替した合理的な通院方法と認められるから、本件宿泊費は、宿泊費用というより、むしろ通院費に準じたものと解するのが相当である。
- 4 以上のことから、請求人の場合、本件宿泊費のうち本件食事代を除いた金額は、病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価（所令 207 三）として通院費に準ずるものと解すべきであり、この金額は、医師等による診療等を受けるために直接必要な費用としては一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額の範囲内にあると認められるから、控除対象医療費に該当すると解するのが相当である。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

医療費控除に関する非公開裁決はこの他にも多数収録されています。所得税確定申告に当たって、ぜひ、ご活用ください。……………（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の判決について詳細（全文・A 4 版 9 枚）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込）で頒布しますのでご一報ください。

JUSTAX 第 150 号(平成 18 年 1 月 10 日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4828